建築計画を承認したことを証する書面の交付のお願い

すべての建築協定地区において、建築計画が建築協定で定める基準に適合していることを運営委員会で承認された場合には、申請者に対して書面の交付による承認手続をお願い致します。

◎ 建築確認制度を活用した建築協定制度の普及について

京都市では、建築協定制度の実効性をより高めるため、建築確認申請の審査時に、<u>建築協定運営委員会が建築計画を承認したこと</u>を確認するよう、京都市を業務区域とする指定確認検査機関に依頼し、建築協定運営委員会との事前協議の徹底を図っています。

◎ 長期優良住宅法の認定について

また京都市では、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅(長期優良住宅)を普及・促進することで、環境負荷の低減を図りつつ、良質な住宅を将来の世代に継承することを目的に、長期優良住宅法(長期優良住宅の普及の促進に関する法律)に基づく長期優良住宅の認定に取り組んでいます。建築協定区域(合意地)内の建築計画については、認定時に建築協定の内容に適合していることを条件としており、運営委員会の承認が必要となります。

◎ 建築協定の承認手続について

以上のように、建築確認及び長期優良住宅法に係る手続の際に、運営委員会の承認の 有無を確認致します。地区によっては、建築計画を承認したことを書面で通知されてい ない場合がありますが、より確実に承認の有無を確認できるよう、今後、全地区におい て、書面の交付による承認手続をお願いするものです。

交付する書面の書式は決まっておりませんので、別紙の一般様式をご利用いただいて も、各地区独自の様式を作成されても、どちらでも構いません。

すでに承認書を交付されている場合は、これまでのとおりの方法で行っていただければ結構です。

以上、御理解・御協力のほど、よろしくお願い致します。